

地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析

—世帯—

森岡清美

はじめに

1. 視座の設定

老人世帯の社会的分析において居住形態 (living arrangements) はひとつの重要な視座を構成している。なぜなら、老人の居住形態とは、同居配偶者の有無、子および親族との同居別居状況をさすのであるが、これが老人および老人世帯の他の局面を規定するとともにその反映であるところが多いからである。われわれが対象世帯を選定するときに用いた基準枠も、この点に思いを致して、居住形態を採用した。居住形態の概念的な分類は表1のとおりであって、老人単独世帯や老人母子(父子)世帯を省いたが、それ以外の主な形態として、C(老人夫婦)、N(老人夫婦と無配偶子)、C-N(老人夫婦と有配偶子、孫) M-N(女子老人と有配偶子、孫)の4つを取りあげている。したがって、本稿はこの4つの居住形態を軸として掛川の老人世帯を分析しようとするものである。もちろん、同じ居住形態でも、老人の年齢によってはその意味が必ずしも同じとは考えられないので、必要に応じて年齢階層別分析も加えたい。

居住形態が重要な着眼点であるのは、上に指摘した点のほかに、同居がどの程度の家計および食事の分離を伴うか、また生活空間のどの程度の分離を含むものである

か、さらに別居といっても比較的近い距離の別居か遠隔の別居か¹⁾、というような、同居—別居の2分法には解消しえない程度差を含み、それが現代の家族動態の集中的表現でもあるからである。しかし、われわれの客体については、いくぶんの程度差はあるにせよ、著しい家計・食事の分離や生活空間の分離はなく(事実上の世帯分離はC-Nで1件のみ)、その点ではほぼ伝統的な意味の同居と解してよいことが明らかになったので、表1の居住形態を老人の年齢階層を手がかりとして再区分すること以上の、あるいはそれ以外の再区分は必要でない、と史料された。

論述は、「I老人の居住形態」から筆を起し、後述するような老人のニーズにかかわる重要な問題を順次とりあげる。すなわち、「II老人の収入(経済的安定欲求)」「III老人の家族的役割(活動欲求)」「IV臥床老人の介護(保健欲求)」「V老人の孤独と生き甲斐(情緒的反応欲求)」である。そして最後に家族周期との関連を問うて、結びに代えたい。したがって、居住形態を縦系とし、老人のニーズ論を横系とする分析となるはずである。

2. 調査客体の抽出

本稿およびこれにつづく調査報告の全体にかかわることがらとして、調査客体をどのような手続きで抽出したかを説明しておきたい。

まず調査地として、中鉢正美氏を代表者とする一連の児童養育費調査のさい、対象のひとつとしてとりあげた掛川市(ただし旧掛川町域に限定)をふたたび選んだのは、市の理解と協力に加えて、前回昭和43年に作製した客体抽出のための基礎資料が今回も活用しえたからである。

昭和45年春からの度重なる討議の末、調査客体抽出の基準を下記のように定めた。

表1 老人の居住形態

		同居配偶者		同居子		
		有	無	有配偶	無配偶	無
と形態 りあげ た	別居世帯(C)	○				○
	未婚子同居世帯(N)	○			○	
	既婚子同居世帯(C-N)*	○		○		
	未亡人世帯(M-N)**		○	○		
と形態 りか態 あげた	老人単独世帯		○			○
	老人母子・父子世帯		○		○	

* 同居子(有配偶)に子のないもの、つまりC-Cは省いた。

** 無配偶老人が父であるもの、つまりF-Nおよび同居子(有配偶)に子のないもの、つまりM-CおよびF-Cは省いた。

1) 別居を分居と散居にわけ、1時間以内の距離にあるものを分居、それ以上のものを散居とする筆者自身の試みもある。この調査では、距離の遠近を分かずに行政区分を用いたため、分居・散居の概念を適用することができなかった。

- ① 老人夫婦を含む世帯であるか、配偶者のいない老人を含む世帯であるかであること。
- ② 老人夫婦を含む世帯の場合
- i 夫の年齢は65歳以上、妻の年齢は60歳以上であること。
 - ii 妻は非稼働であること（この条件はのちに緩和され、原則として非稼働、という程度のものになった）。
 - iii 老人夫婦のみの世帯(C)、または子の核家族に乗っている世帯(C—N)であること（のち、未婚子同居の世帯(N)が加えられた）。
- ③ 配偶者のいない老人を含む世帯の場合
- i 年齢60歳以上の女子老人に限ること。
 - ii 非稼働であること（ただし書きは② ii と同じ）。
 - iii 子の核世帯に乗っている世帯(M—N)であること。
- ④ 上記2項の共通条件
- i 寝たきり老人のいる世帯は除くこと。
 - ii 農家は専業、兼業を問わず除くこと。
 - iii 同居子孫で就業する者は勤労者であること。
 - iv 子夫婦は共働きも可であること。
 - v 同居児童数は3人以下であること。

この基準を満たす客体候補を選び出すにあたり、昭和45年3月現在の住民基本台帳(新台帳)に基づいて作業をしたが、これでは就業状況が不詳なので、この点に関する情報を含む昭和43年10月の住民基本台帳調査票(旧台

帳)を援用した。そこで、新旧両台帳に登録された老人世帯を母集団とし、どちらかにだけ登録されたものは最初から除外されることになった。この両台帳がはさむ年月の間に老人が死亡したり移転すれば除外されるのは当然であるが、この間に転入した老人を含む世帯もまた上記の手続きによって自動的に除外されるということになった。しかしこの間1年5ヵ月しかなく、そのうえ老人は他の年齢階層のどれよりも移動性が小さいと考えられるので、転入老人世帯数はけだしニグリジブルなるべしとみて、この部分の追跡は断念した。

さてこうして得た母集団について、旧台帳によって就業状況を把握し、さらに曾原利満・三橋(広瀬)雅子両氏が現地視認を行った末、表2に掲げた202世帯を適格世帯として、昭和45年8月から9月にかけて現地調査を行った。現地調査は世帯調査、家計調査、栄養調査の3部からなる。その結果、これらの調査に耐えて有効客体として残ったものが、132世帯である。ほぼ1/3の客体が、不適格と判明したり、家計調査に耐えることができなくて脱落した。本稿は3部からなる調査のうち、世帯調査の主な成果をまとめたものである。

I 老人の居住形態

1. 形態別世帯人員

分析に先立って老人世帯の概観をえるため、まず形態別に世帯員数をみると(表3)、別居世帯(C)は老人夫婦のみの世帯であるから、人数は2人に限られるのは当然

表2 客体抽出の過程

		旧台帳	新台帳	新旧合致	調査客体	最終有効客体
老含 入む 夫世 婦帯 を	老人夫婦のみ(C)	48	48	42	42	25
	未婚子同居(N)	57	54	37	32	9
	親子2夫婦(C—C)	8	6	9	—	—
	親子2夫婦・孫(C—N)	128	123	91	36	27
	その他の世帯	61	67			
	計	302	298			
男子 老人 のみ	単独世帯	10	22			
	子夫婦同居(F—C)	2	2			
	子夫婦・孫同居(F—N)	54	50	39	—	—
	その他の世帯	39	26			
	計	105	100			
女子 老人 のみ	単独世帯	39	64			
	子夫婦同居(M—C)	11	10	4	—	—
	子夫婦・孫同居(M—N)	239	230	143	92	71
	その他の世帯	183	162			
	計	472	466			
合 計		879	864		202	132

である。未婚子同居世帯(N)は3人から5人に分布し、既婚子同居世帯(C—N)は5人から7人に、未亡人世帯(M—N)は4人から6人に分布しているのは、N(夫婦と子)に含まれた子の数を1人から3人に限ったからである。そうすると、未婚子同居世帯(N)は $2 + (1 \sim 3)$ 人となり、既婚子同居世帯(C—N)は $2 + 2 + (1 \sim 3)$ 人、未亡人世帯(M—N)は $1 + 2 + (1 \sim 3)$ 人となり、上の数の分布範囲と一致する。未婚子同居世帯(N)における子ども数平均は1.6人であるが、既婚子と同居の2形態(C—N)(M—N)での孫の人数平均はやはりこれよりも多く、2.1人となっている。対象を子ども、孫の数について限定したうえに、サンプルの選定にはさまざまな考慮を加えたので、表3の分布から母集団における分布を推測することはできないが、未婚子同居世帯(N)では子1人に、既婚子と同居の2形態(C—N)(M—N)では孫2人に集中する傾向が見られることは、老人の年齢階層によって相違がないことからみても、偶然とはいえないように思われる。

2. 別居世帯(C)の別居理由

つぎに、4形態のうち、同居子のないCの形態は、わが国の伝統的な家族観からすれば変則である。もちろん、新しい家族観からすれば変則とはいえないが、老人福祉のうえでは問題をはらみやすい形態である。それでは彼らはなぜ子と同居しないのだろうか。子どもがないためであろうか。

表4によれば、子のないのは3件(12%)だけで、あとは子があるのに同居していないのである。しかも市内に子が居住しているのが9件(36%)もある。子があっても女子ばかりなら、みな嫁にやって同居できないことになる可能性は少くない。ところが女子ばかりで男子が1人もない夫婦は2件にすぎない。ことに、市内に男子が住んでいるのに同居していないのが、6件(24%)にもなる。したがって、別居は子がないためでも、男子がないためでもない。ある者にとっては、子が遠隔地にしかいないためでもない。それに、男子があっても現在は同居してい

ないが、かつてその子と同居した経験のある夫婦が6件もある。このように見ると、なぜ同居しないかがいよいよ問題となってくる。

別居老人(C)のモードは65歳層にあり、既婚子同居老人(C—N)のそれは70歳層、同居未亡人(M—N)のは70歳層・75歳層にあって、別居老人は比較的若いことがあげられるが、それでも70歳層以上が過半を占めるのであるから、総体としてやや若いことは説得的な理由になるものではない。

それでは別居老人には健康な老人が比較的多いためであろうか。健康状態を強健、普通、病弱という3つに分けて自己判定を求めたところ、病弱とする者の率は、既婚子同居老人(C—N)では10%内外であるのに、別居老人では最も高く、25%内外にも上った。別居老人は家族的役割のほとんど一切を老人で分担しなければならないため、その必要に照らして病弱という自己判定が出やすいということは考えられるが、少なくとも、既婚子同居老人よりも別居老人のほうが健康だといえないことは明らかであろう。

では、別居世帯の住宅が同居世帯のそれよりも概して狭いためであろうか。住宅の収容能力が2夫婦同居を許さないで別居をしている、ということは十分考えられるからである。別居世帯の部屋数、畳数平均はそれぞれ4.0室、24.8畳で、既婚子同居世帯(C—N)ではそれぞれ5.1室、30.9畳、同居未亡人世帯(M—N)ではそれぞれ4.7室、28.6畳となるのに対して、部屋数、畳数とも少く、手狭な住宅が多いことが判明する(表13)。しかし、同居世帯の住宅規模の最低3室に及ばない2室以下の別居世帯は、約25%にすぎない。残り、つまり3室以上の住宅をもつ別居老人は、客体中の同居老人を基準とすれば子夫婦との同居は不可能ではないはずである。だから、住宅の狭さも決定的な理由とはならない。それなのに別居しているのはなぜか。

この調査では直接に別居理由を聞いていないが、別居理由を把握できるような関連質問があり、それによって6割については別居理由が判明している。圧倒的に多い

表3 世帯員数

	総数	2人	3	4	5	6	7	1世帯当たり
C	25	25						2.0人
N	9		5	3	1			3.6
C—N	27				5	15	7	6.1
M—N	71			10	46	15		5.1
総数	132	25	5	13	52	30	7	4.6

のは、子の側の仕事・勤務の都合（遠隔地勤務・転勤）である。つぎに多いのは、子どもとの意見の不一致、息子側の別居希望など、親子の不和（もちろん子の配偶者が介在している）を理由とするものである。なかには、娘ばかりで婚期を遅らせてはと思ひ縁談があり次第送り出したため夫婦だけとり残された、というものもある。以上3つの理由を通して、旧制度的な家の継承意識、あととり観念の崩壊・空洞化が、別居形態に随伴していることが察せられる。あととり観念の崩壊もしくは空洞化をもたらしたものとして、新しい家族理念の浸透だけでなく、「仕事・勤務の都合」という理由が示唆するように、高度産業社会における職業上の地理的移動、およびその半面の事実としての、老人同居を便宜とした職業の減少があげられよう。

別居老人の主な収入源としては、老人自身の勤労収入を主要収入源とするのが半数近くを占め、それにつぐのが恩給・年金・遺族扶助料で、4分の1ほどになり、不動産収入と別居子からの仕送りを合して4分の1ほどとなる。しかし月収4万円以上が3割強、他方3万円未満も4割に近い²⁾。こうみると、子どもと同居せずとも家計を維持していけるから別居した老人ばかりでないことがわかる。家計のきりもりが苦しいのにあえて別居をつづけている老人があり、この調査の客体としてはむしろ後者のほうが明らかに多い³⁾。しかるに、別居子からの仕送りを主要な財源とするものは僅か1割強しかない。そこで、親の生活が苦しくなることを承知のうえで別居し、しかも仕送りもしない（あるいはできない）事実上の棄老が少なくないと推測される。このように見るとき、

伝統的なあととり観念の崩壊・空洞化を含む別居世帯の形態は、多くの問題をはらむといわなければならない。

3. 同居子の性別、続柄

同居子のある(N)、(C—N)、(M—N)について、同居子の性別・続柄を点検しよう。老人に同居子があることは一見、伝統的家族観と調和的であるが、その同居子は長男あるいはそれに準ずるものであるかどうか点検の眼目となる(表5)。

まず未婚子同居世帯(N)については、同居子の大部分が男子であるが、女子との同居2件にも別居既婚男子がいること、同居子のなかでは長男や長女以外の者が多いことが注目される。要するに、伝統的家族制度における長男との同居の概念を示す事例が少いのである。

他方、既婚子同居世帯(C—N)、未亡人世帯(M—N)では、長男（およびこれに準ずる男子）・長女（男子がいない場合の）との同居が8割に迫り、伝統的形態に近いことが知られる。ただそれ以外のなかでは末男末娘が多いところに、未婚子同居世帯と共通した様相がみられよう。末男や末娘が親と同居する傾向がいくぶんでも認められるのは、結婚と共に上の子どもからつぎつぎと出していって、最後まで親のもとに留まる子と同居することになるからである。これは、末男や末娘との同居をよしとする動向を示すものでなく、ただ長男制に執着しないことを反映するにすぎない。長男が同居する場合でも、長男制によるというよりは、それが比較的事態適合的であるからであろう。ともあれ、親が元気な間は核家族を構成するが、老いれば子どもと同居して拡大家族になる

表4 子、男子の有無と居住地

	現存子なし	現存子あり			計	現存男子なし	現存男子あり			計
		市内	県内	県外			市内	県内	県外	
65C	1	4	3	2	10	2	3〔1〕	3〔1〕	2	10〔2〕
70		2	4	1	7	1	2〔1〕	4〔1〕		7〔2〕
75	1	3	3		7	1	1	2〔1〕	3〔1〕	7〔2〕
80	1				1	1				1
小計	(12.0) 3	(36.0) 9	(40.0) 10	(12.0) 3	(100.0) 25	(20.0) 5	(24.0) 6〔2〕	(30.0) 9〔3〕	(20.0) 5〔1〕	(100.0) 25〔6〕
65N		③			③		②	1		②+1
70		④			④		③+1			③+1
75		②			②		②			②
小計		⑨			⑨		⑦+1	1		⑦+2

(注) 1. 65Cは形態Cのうち老人(C, N, C—Nでは男子老人)が65～69歳層であるもの、以下同じ。 2. 何人も子がいる場合は近くに住む者をとった。 3. 圏内に囲んだ数字は現在同居するものを示す。 4. []内は既婚子との同居経験のあるものを内数で示す。

2) 4万円以上、3万円未満というのは、軽費老人ホームでの単身生活費平均月2万円を基準としている。

3) 厚生省の「老後の生活に関する世論調査」(昭44.6)の結果によれば、老人夫婦世帯は下層と上層に比較的多く、中層には少い。

という考え方は、長男同居よりも末子同居によって達成されやすいことがここに示唆されている。

II 老人の収入

1. 家計に対する老人の貢献度

家計に対する老人の貢献度は一般に低いと考えられるが、それも居住形態によって一様でないと予想される。つぎにこの点を吟味したい。勤労収入（勤め先収入、自営業収入、内職収入の和）が家族のなかで第1位を占めれば①主担者、第1位を占めない者は②補助者、勤労収入がまったくない者は③勤労収入なし、として分類すると、全体として、男子老人の1/4が①、1/4が②、1/2が③である。これに対して、女子老人の1/4が②、3/4が③で、①はほとんどなく、老女の家計への貢献度はきわめて低い。また、そのようなサンプルをとったともいえる（表6）。

しかし、①②③の比率は居住形態によって大きく異なる。別居世帯(C)では、男子老人の1/2が①で最も高率となり、女子老人でも①は1/6に上る。同居の男子老人における①が1/12と低いことと比較するとき、別居老人の自活能力の大きさというか、自活責任の大きさが判然しよう。③が最も高率なのは、予想のとおり同居未亡人であって、8割近くに達している。

もちろん、この点については年齢階層による差も小さ

くない。男子老人のうち最も若い65～69歳層の①は1/2に近く、③は1/3をやや上回るにすぎない。この点は別居老人の65～69歳層に最も顕著に現われていることはこれまた予想のとおりである。男女とも80歳をこえると、③つまり収入のある何らの仕事もしないのが、ほぼ8割に上るのである。

老人が家計の主担者でない場合には、未婚子同居世帯では未婚子が、既婚子と同居する世帯(C—N, M—N)では既婚子が主担者であることはいうまでもない。ところが別居世帯では誰も主担者のないのが1/3に達する。他のどの形態にもまさって、老人が自ら収入をうる道を講じているにもかかわらず、勤め先収入も、自営業収入もまた内職収入もないのが、実に1/3にもなるのである（表7）。彼らは、恩給、年金、財産収入、仕送り等に依存している。

2. 老人の月収と収入源

それでは老人の平均月収はどのくらいあり、何が主な収入源になっているか。ここで平均月収というのは、勤労収入だけでなく、あらゆる収入源からの収入合計である。面接調査からえられたその数値は確実なものとはいえないが、参考までに掲げてみた（表8）。これによると、夫婦そろいの(C), (N), (C—N)の合計では、4万円以上が28%になるのに対して、未亡人(M—N)では

表5 同居子との続柄

	長男あるいはそれに準ずる男子 ¹⁾	末男 ^①	その他の男子	養子 ²⁾	男子がいない長女 ³⁾	末娘 ^②	その他の女子	養女 ⁴⁾	計	①+②+③+④	①+②
65N	1	1				1			3	1	2
70	2	1					1		4	2	1
75		2							2		2
小計	(33.3) 3	(14.4) 4				(11.1) 1	(11.1) 1		(100.0) 9	(33.3) 3	(55.6) 5
65C—N	3(1)		1		1			1	6(1)	5(1)	
70	5	2			1	1		1(1)	10(1)	7(1)	3
75	3(1)	1			2				6(1)	5(1)	1
80	2	1(1)	1					1	5(1)	3	1(1)
小計	13(2)	4(1)	2		4	1		3(1)	27(4)	(74.1) 20(3)	(18.5) 5(1)
60M—N	9(1)			1	2	1		1	14(1)	13(1)	1
65	6	2(1)	1		2	1			12(1)	8	3(1)
70	13	2	2(2)		2	2			21(2)	15	4
75	12(2)	1	1	2	1				17(2)	15(2)	1
80	2	1			3			1	7	6	1
小計	42(3)	6(1)	4(2)	3	10	4		2	71(6)	(89.3) 57(3)	(14.1) 10(1)
C—N	(55.1)	(10.2)	(7.1)	(3.8)	(14.3)	(5.1)		(5.1)	(100.0)	(78.6)	(15.3)
M—N	55(5)	10(2)	6(2)	3	14	5		5(1)	98(10)	77(6)	15(2)

(注) []内は、結婚時よりの同居でなく、結婚後ある時点で合流したものを内数で示す。

表6 家計への老人の貢献度

	夫				妻			
	主担者	補助者	勤労収入なし	計	主担者	補助者	勤労収入なし	計
65C	7		3	10		3	7	10
70	2	1	4	7	3		4	7
75	3		4	7		1	6	7
80			1	1	1			1
小計	12 (48.0)	1 (4.0)	12 (48.0)	25 (100.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	17 (68.0)	25 (100.0)
65N	1		2	3	1	2		3
70		1	3	4		2	2	4
75			2	2		1	1	2
80								
小計	1	1	7	9	1	5	3	9
65C—N	1	3	2	6		3	3	6
70		6	4	10		2	8	10
75	1	3	2	6			6	6
80		1	4	5		2	3	5
小計	2	13	12	27		7	20	27
60M—N						4	10	14
65						4	8	12
70						3	18	21
75						4	13	17
80						1	6	7
小計						16 (22.5)	55 (77.5)	71 (100.0)
計	15 (24.6)	15 (24.6)	31 (50.8)	61 (100.0)	5 (3.8)	32 (24.2)	95 (72.0)	132 (100.0)
NとC—N計	3 (8.3)	14 (38.9)	19 (52.8)	36 (100.0)	1 (2.8)	12 (33.3)	23 (63.9)	36 (100.0)

(注) 給与所得, 自営業収入, 内職収入を含む。

表7 家計の主担者(収入の最も多い人)

	男 老	子 人	女 老	子 人	同 居	同 居	誰 も い ない	計
65C	7						3	10
70	2	3					2	7
75	3						4	7
80		1						1
小計	12	4					9	25
65N	1	1			1			3
70					4			4
75					2			2
80								
小計	1	1			7			9
65C—N	1			5				6
70				10				10
75	1			5				6
80				5				5
小計	2			25				27
60M—N				14				14
65				12				12
70				21				21
75				17				17
80				7				7
小計				71				71
計	15	5	96	7	9			132

みな3万円未満であって、なかでも1万円未満が68%にも達している。未亡人の収入はほとんどが零細な小遣いでいどのものにすぎないといえよう。かりに4万円以上をもって夫婦で自活可能な最低限とみるなら、すでにふれたように、(C)では2/3が自立可能でないのに子どもと別居しており、(N)はほとんどが自活可能でないので未婚子と同居し、他方、(C—N)では既婚子と同居しているけれども、自活可能なものが1/4以上もある。

それでは主な収入源は何か。この調査も必ずしも厳密を期しがたかったが、参考程度の資料はえられた。夫婦そろいの(C), (N), (C—N)では、老人自身の勤労収入なかでも勤め先収入を主な収入源とする者が比較的多く、半数内外を占める。老人で家計の主担者となっている者は、ほとんどが勤労収入を主な収入源としている。ところが、主担者となっている者がまったくいない未亡人では、自己の勤労収入を主な収入源とする率はるかに低く、しかも勤労収入も大体は僅かな内職収入であることが注目される。未亡人はより多く、同居子の扶助や

表 8 老人の平均月収

	～9千円	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	収入なし	N. A.	計
65C			2(2)	3(1)	1(1)	1	1(1)	1(1)		1(1)	10(7)
70	1		3(3)		1		1(1)	1(1)			7(5)
75		1	1(1)	3(1)	1(1)					1	7(3)
80	1(1)										1(1)
小 計	2(1)	1	6(6)	6(2)	3(2)	1	2(2)	2(2)		2(1)	25(16)
65N		1		1(1)			1(1)				3(2)
70		1	1	2							4
75	1			1							2
80											
小 計	1	2	1	4(1)			1(1)				9(2)
65C—N	2	1		1	1			1(1)			6(1)
70		5	2	1		2					10
75		4			1			1(1)			6(1)
80	2	1				1	1				5
小 計	4	11	2	2	2	3	1	2(2)			27(2)
60M—N	8	5								1	14
65	10	2									12
70	13	7	1								21
75	14	2								1	17
80	3	1	1						1	1	7
小 計	48	17	2						1	3	71
計	55(1)	31	11(6)	12(3)	5(2)	4	4(3)	4(4)	1	5(1)	132(20)

(注) ()内は老人主担者を内数で示す。夫婦合算。

恩給・年金等に依存しているのである。それに、いろいろの収入源があっても、そのどれからも少額ずつで、どれが中心なのか判別困難なものが比較的多い。夫婦そろいの (C), (N), (C—N) では、未亡人と違って勤労収入につぐのが恩給・年金、社会保障等であり、子どもの扶助は第3位となる。子どもの扶助のうち別居子からの仕送りは、同居子がある場合には、未亡人であると老夫婦そろいであるとを問わず、ほとんど問題とならないことも注目されよう(表9)。

平均月収と収入源との関連では、勤め先収入をもつ者に平均月収の高い者が多い。それではどのような勤め先においてどのような就業上の地位をもっているのか。表10は自営業を含めて就業上の地位を一覧にしたものである。平均月収のうえで比較的高いクラスに入る比率が高い既婚子同居老人 (C—N) と、別居老人 (C) ではこの表の常用欄に記入された事例が多く、平均月収がこれらと比べて概して低い未婚子同居老人 (N) と未亡人 (M—N) では、その例がほとんどないことは一目瞭然である。しかし、常用といってもホワイト・カラー(常用1)はほとんどなく、ブルー・カラーが大多数を占め、しかも雑役

的な仕事が多いことは、日雇・パートが常用に比して多いこととともに注目されよう。客体老人の就業上の地位は一般にごく低いというほかない。なお男子老人に自営業主が少く、女子老人に稼働がきわめて少いのは、主として、男子老人は就業している場合勤労者をとり、女子老人は非稼働をとるという客体選定の原則を立てたためである。

III 老人の家族的役割

老人の家族的役割は居住形態によってどう異なるか。家族的役割とは、家族生活維持のために家族員による分担遂行の必要な活動をいう。これには、収入獲得、炊事・掃除・洗濯・買物など実務遂行の役割と、それに多かれ少かれ結びつきながら管理的代表的機能を担う役割とがある。前者については、同居老人は補助的役割か、老人がいなければ脱落してしまうような周辺の役割に限定され、他方別居老人は、周辺の役割を放置しても家族生活にとって不可欠の中心的役割にとりくむ傾向のあることが、すでに知られている⁴⁾。しかし後者についてはまだあまり具体的な指摘がないと思われるので、ここで

表9 老人の主な収入源

	I			II	III		IV		V		なし	計
	a. 勤め先収入	b. 自営業収入	c. 内職収入	d. 財産収入	e. 恩給等	f. 社会保障	g. 同居子	h. 仕送り	i. その他	判別困難		
65C	4(4)	1(1)		1	3(2)			1				10(7)
70	3(3)	1(1)		1				2(1)				7(5)
75		1(1)	1(1)	1(1)	3					1		7(3)
80										1(1)		1(1)
小計	7(7)	3(3)	1(1)	3(1)	6(2)			3(1)		2(1)		25(16)
65N	2(1)	1(1)										3(2)
70	2		1				1					4
75				1	1							2
80												
小計	4(1)	1(1)	1	1	1		1					9(2)
65C—N	4(1)		1				1					6(1)
70	3	1	1		2		1			2		10
75	3(1)		1		2							6(1)
80			1		2					2		5
小計	10(2)	1	4		6		2			4		27(2)
60M—N	1		3		2		8					14
65			1		2	1	7	1				12
70	1	1	1		8	2	6			2		21
75			3	1	3	1	2			7		17
80				1	2	2				1	1	7
小計	2	1	8	2	18	6	22	1		10	1	71
計	23(10)	6(4)	14(1)	6(1)	30(2)	6	26	4(1)		16(1)	1	132(20)

(注) ()内老人主担者を内数で示す。夫婦合算。

とりあげてみたい。

管理的代表的役割としては、調査票に盛られた21の役割のうち、①世帯主の名義をもつかどうか。②世帯の中心的預金の名義人であるかどうか。③財布をあくまで家計をきりもりするかどうか。④町内の集まりへの出席を担当するかどうか。以上4項目が該当する。この点を男子老人と女子老人に分けて、居住形態別に一覧にしたのが表11である。

まず世帯主名義は、女子老人では例外的にしか出現しない。男子老人が高齢で再婚入夫したとか、未亡人の同居既婚子が養子養女であるといった場合にしか、出現していない。この点は老人を含む世帯に限ったことではないと思われる。そこで問題は男子老人が世帯主名義をもつ比率の居住形態差である。別居世帯(C)および未婚子同居世帯(N)ではほぼ100%に達するが、既婚子同居世帯(C—N)の場合は約50%に減少している。その代り既婚子が世帯主の地位を継承しているのである。同じ同居

老人でも、年齢層が高いほど世帯主率は低まると予想されるが、事例数が少く、また世帯主の地位の継承には老人の年齢以外の条件が強く作用するためか、予想された傾向は認められなかった。

世帯の中心的預金の名義人も、別居世帯(C)の場合を除いて、女子老人は例外的にしか出現しない。別居世帯では他の形態よりも妻に収入のある例が比較的多いためか、中心的預金の名義を妻にしたり、夫と妻がともに預金をもってどちらも中心的とはいえない場合が目立っている。それ以外では男子老人が圧倒的に名義人となっているが、既婚子同居世帯(C—N)では5割をわる。その代り既婚子が名義人となっているのである。世帯主名義と異なって、老人の年齢の上昇に伴い比率が低まるが、それは預金の名義人と中心的稼働者との結びつきが世帯主名義人よりも直接であるからであろう。なお、名義人でなくなっても、自分たち夫婦用の預金をもっているのが、男女合して2割ほどあることは、全体の家計のなかに老人の小さい不完全な家計が(C—N)の形態で比較的出现しやすいことを裏書きしている。

4) たとえば、森岡清美『近郊都市の老人をめぐる社会的関係網』(社会保障研究所、所内研究資料 No. 6704 (1968. 2), 25~29ページ(謄写))。

表 10 老人の就業上の地位

妻														
	自営業主	常用 1*	常用 2*	常用 3*	日雇・パート	仕事なし**	計	自営業主	家族従業者	常用 2*	常用 3*	日雇・パート	仕事なし**	計
65C	○紋屋	会社の経理	不動産業	ピアノ部品加工	工場現場	4	10		紋屋			かん詰工場	8	10
70	○木材会社			○製材工場		5	7	衣料品行商			寮のまかない		5	7
75	○歯科医			メッキ工場	手袋・セーター工場	4	7						7	7
80	○学習塾			雑役		1	1						1	1
小 計	4	1	1	3	2	14	25	1	1		1	1	21	25
65N				天竜楽器	新聞配達	2	3	衣料品行商				食堂皿洗い	1	3
70						3	4					魚屋仕出し	3	4
75						2	2					手伝	2	2
80														
小 計				1	1	7	9	1				2	6	9
65C-N				○県立高校	水道配管手	3	6						6	6
70	○マッサージ師		○民芸品販売	用務員、食料品店勤務	製材業雑役	6	10						10	10
75			○呉服店々員	新聞配達		3	6						6	6
80				葛布仕上げ		5	5						5	5
小 計	1		2	5	2	17	27						27	27
60M-N												葛布織	12	14
65												食料品店	12	12
70								マッサージ					19	21
75								タバコ屋					16	17
80								風呂屋経営					7	7
小 計								(店番)				2	66	71
計	5	1	3	9	5	38	61	5	1		1	5	120	132

(注) * 常用 1: 専門技術, 管理, 事務, 事務, 常用 2: 販売, サービス, 常用 3: 運輸通信, 工員, 単純労働者など. ** 内職を含む. ○印: まだ退職せず.

第3に、世帯の財布をあずかって家計をきりもりする役割は、女子老人に集中するが、別居世帯(C)と未婚子同居世帯(N)では男子老人でこの役割を担当する者もまれにある。女子老人が病弱等でこの役割を担当できなくなったか、もともと担当していなかった場合に、このまれな形が出現する。既婚子同居世帯(C—N)ではこの役割はつぎの世代に移譲され、未亡人を含む世帯(M—N)ではその傾向が一層著しくなる。とくに75歳以上層ではまったく若い世代に移行している。

最後に、町内の集まりへの出席担当率は、前項と同様に専担と中心的担当の2つを合して求めた。この役割は代表的役割ではあるが、話を聞いてくる連絡役としての実務遂行の役割の面も併せてもっている。担当率が別居世帯(C)と未婚子同居世帯(N)で男女伯仲することは、上の推測を裏づけるものであって、世帯主であり中心的預金の名義人でもある男子老人の出席は代表としてのそれに傾き、世帯の財布をあずかるだけの女子老人の出席は連絡役としてのそれに傾くといえよう。既婚子同居世帯(C—N)や未亡人世帯(M—N)になると、女子老人の出席担当率のみ激減して1割をわることは、女子老人を煩わさずとも出席できる若い世代があることを物語っている。にもかかわらず女子老人が出席を担当している世帯では、若い世代が共働きのため出席しにくい状況にある。このことは、女子老人の出席の代理的連絡役の性格を裏書きするものといえよう。なお別居世帯(C)では、出席担当者のいない事例もある。これは、よほど重要なことでなければ出席せず、ふだんの会合の様子は隣人から伝達をうけるのであろう。

要するに、別居世帯(C)ではもちろんのこと、未婚子同居世帯(N)でも、老人は家政の管理的代表的役割を男女の性別分業にもとづいて遂行しているが、既婚子同居世帯(C—N)になると、既婚子夫婦が半ば以上の事例においてこれらの役割を担当し、老人は隠居的地位に後退している。この傾向は未亡人世帯(M—N)において最もはなはだしい。就業(収入獲得)と家政の代表的役割をと

おして手段的(instrumental)に社会と結びつくのであるが、(C)と(N)ではこの役割が老人にとって過大となり、(C—N)、(M—N)では老人がこの役割からの離脱(disengagement)を促がされる傾向のあることが推測されるのである。

IV 臥床老人の介護

客体老人の6～7割は健康状態を「普通」と自己判定しており、「病弱」というのは2割強にすぎない。しかし、65歳以上ともなれば常に病気にかかる危険があるだけに、病気の時には誰が主に看護をするか、老人に対する看護的役割担当者の居住形態別差違をとらえておくことは重要であろう(表12)。

まず別居世帯(C)では、夫婦が互いに相手の看護をしている。しかし、なかには近くに別居している娘や息子の嫁をあてにしているものもある。無回答が別居老人にとくに多いのは、「病気の時には子どもにかかる」と答えた者が3件あり、この3件とも子どもがすぐかけつけられるような距離(市内)には住んでいないので「無回答」に合算した、そのためである。これらは、平常はかなり離れて別居(散居)していても、病気の時には子どもの看護をあてにできる例といえる。もし、夫婦とも病気の時は子どもをあてにできるか、という質問をしたなら、子どものある別居夫婦の大多数が肯定的に答えたと思われる。

未婚子同居老人(N)の場合、夫婦が互いに看護をしあうが、女子老人には同居子や別居の娘に看護を依存する者もある。既婚子同居老人(C—N)の場合、男子老人の看護は主に妻がやるが、嫁が担当するものも少くない。他方、女子老人の看護はむしろ嫁や娘(あととり)が担当する。夫は次位におち、別居子への依存はみられない。老人夫婦については、夫の看護は妻、妻の看護は嫁かあととり娘、というパターンがあるように思われる。未婚子と同居の場合、娘が看護人となることが少いのは(娘がある6世帯中1件のみ)、娘には夫がなく、したが

表 11 家政における管理的代表的役割担当率

	世帯主名義をもつ率		世帯の中心的預金の名義人率		世帯の財布の管理担当率		町内の集まりへの出席担当率	
	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人
C	96.0	4.0	76.0	12.0	4.0	96.0	46.0	42.0
N	100.0	0.0	88.9	0.0	11.1	88.9	44.4	55.6
C—N	48.1	0.0	44.0	0.0	0.0	37.0	33.3	3.7
M—N	—	4.2	—	1.4	—	8.4	—	7.0

って家計を助けるために定職をもたねばならず、いきおい看護を期待しにくいゆえであろう。未亡人(M—N)の場合、既婚子との同居女子老人において認めた傾向が、夫がないだけに一層鮮やかに現出している。

看護の一般的パターンのひとつは、妻から夫へのサービスであって、これは妻の家庭的サービスの一面とみなされよう。第2は確認は十分とはいえないが、若い世代から古い世代へのサービス・パターンであって、嫁やあとり娘から女子老人への看護として現われている。第3は相互性のパターンである。これは嫁や娘のサービスが受けにくいときに、夫と妻の間に見られる。若い世代と古い世代の間にもある程度は見出しうるものであろう。この3つのパターンが居住形態によって異なる程度の組合せを示すのである。

V 老人の孤独と生き甲斐

1. 老人の孤独と住宅状況

老人の孤独というきわめて心理学的な問題に、住宅状況という物的・生活慣習的な、外的な与件から接近したい。老人世帯の住宅状況は表13に一覧にしたとおりである。全体として持家率84%、部屋数4.6、畳数27.8、1人当たり畳数6.0となり、同じ掛川旧町域で行なった児童養育費調査の客体よりも、住宅状況はかなりよい⁵⁾。家族周期の前期にある世帯よりも、後期にある世帯のほうが、最高寒暖計のような蓄積性の住宅状況がすぐれているのは当然のことである。居住形態別に見ると、平均世帯員数の大きい形態ほど、部屋数・畳数はもとより持家率さえ高いなかであって、未婚子同居世帯(N)だけは、格段に劣っている。この世帯は老人の収入も一般的に低かったが、住宅状況の劣位は低収入と関連していると考えられる。

これに対して寝室数・寝室畳数は、平均世帯員数の多い形態ほど、例外なく多くなっている。これは、寝室面積は住宅面積全体よりも、より直接に人数の多少によ

表 12 老人の病気の時の看護人

	夫										妻									
	同 居						別居		N. A.	計	同 居						別居		N. A.	計
	妻	男子	女子	嫁	婿	子夫婦	女子	嫁			夫	男子	女子	嫁	婿	子夫婦	女子	嫁		
65 C	8								2	10	8								2	10
70	6								1	7	6							1	7	
75	3						2	1	1	7	2						3	1	1	7
80	1									1	1									1
小 計	18						2	1	4	25	17						3	1	4	25
65 N	2	1								3	2	1								3
70	4									4	2	1	1							4
75	2									2	1						1			2
小 計	8	1								9	5	2	1				1			9
65 C—N	4			2						6	3			3						6
70	4	1	1	2		2				10	3	1	2	2		2				10
75	5				1					6	2		1	3						6
80	3			2						5			1	4						5
小 計	16	1	1	6	1	2				27	8	1	4	12		2				27
60 M—N													4	10						14
65												1	2	7	1				1	12
70													4	13		3			1	21
75												1	1	15						17
80													3	3		1				7
小 計												2	14	48	1	4			2	71
計	41	2	1	6	1	2	2	1	4	61	30	5	19	60	1	6	4	1	6	132

(注) C—NおよびM—Nの同居子はみな既婚のあとり。

5) 中鉢正美編『家族周期と児童養育費』至誠堂、1970、165-166ページ。

て規定されるからであろう。しかし老人寝室だけを抜き出すと、やはり未婚子同居世帯(N)の住宅状況の劣位さが現われる。この点は老人専用部屋率、専用部屋があるものの平均畳数にも示されている。

老人の専用部屋率は、老若2夫婦同居(C-N)の場合最も高く、未亡人と若夫婦同居(M-N)の場合これにつき、老夫婦と未婚子(N)の場合に最も低い。この比率は老人の空間的分離率でもある。世帯を核家族の組合せとみるなら、空間的分離率の序列は予想のとおりであるが、未婚子(といってもほとんどみな成人)同居世帯の低さは、住宅の狭さにもよると考えられる。

敷地の所有率は持家率に比べて一般にやや低いが、その相対的な序列には変りがなく、未婚子同居世帯(N)の比率がとくに低いことも同様である。ところが持家の所有名義、敷地の所有・借地名義が老人である率は、この世帯において最も高く、 $N > C > C-N > M-N$ という順序になり、とくに未亡人(M-N)の場合低い。老人が名義人でないのは主として子の名義になっているからである。したがって、未亡人の場合に老人の名義率が最も低いのは当然というべく、既婚子同居夫婦(C-N)の場合がこれにつぐのも理解できる。そして、別居老人でも子が名義人である例がなかにあるのは、別居にかかわらず親子の間の継承が認められて興味深い。ただ未婚子同居老人および未亡人の場合予想外に高率なのは、前者では主として事例数が少いたため、後者では亡夫の名義のままを合算したためである。

つぎに、平均値で問題にした寝室数の分布と、寝室配分をとりあげよう(表14)。寝室数は(C)と(N)では1~2室で、最頻値はそれぞれ1室と2室にある。(C-N)では2~5室に散らばり、最頻値は3室にある。(M-N)では2~4室、そして2室と3室に集中している。以上は夫婦の組数と子の数を軸として考えられる家族構成から、大体予想しうるところである。

さて、寝室配分を夫婦間の合寝(同室就寝)、老人および若夫婦の独り寝、彼らと子や孫との合寝・分寝(別室就寝)にまとめた。まず別居老人(C)は高い夫婦合寝率(88%)を示すが、残りの独寝もひと続きの部屋で寝るのが多いと考えられる。未婚子同居老人(N)の夫婦合寝率がいく分低い(78%)のは、子との合寝があるからであろう。子からみれば、両親との合寝・分寝の事例が相半ばしている。夫婦合寝が子との合寝と重なったり、相補ったりすることが示唆されている。

既婚子同居老人(C-N)も高い夫婦合寝率(85%)を示すが、子夫婦のほうはより高く、分寝の例はまったくな

い。若夫婦では、子との合寝も少くないのに、夫婦合寝率がきわめて高いのである。未亡人(M-N)にはもちろん夫婦合寝は該当しない。他方、若夫婦の夫婦合寝率はきわめて高く、子との合寝も多い。未亡人の主なパターンは、合寝の相手が死亡したあとの独り寝(62%)であり、(C-N)では少かった孫との合寝が多くなっている。寝室配分のなかに、未亡人の孤独さと、孫による孤独の部分的緩和が暗示されている。未亡人では老人専用部屋のあるのが7割に上るが、専用部屋の使い方によっては、晩年の孤独を深める可能性もあるといえよう。

つぎに、形態別にどのような寝室配分が卓越するかを寝わけ方についてみると、つぎのようになる。別居老人(C)では老夫婦が1室に合寝する形が圧倒的である(88%)。未婚子同居世帯(N)では、老夫婦と子がそれぞれ1室ずつとって合計2室となる形が多い(44%)。既婚子同居世帯(C-N)では、老夫婦が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(26%)、老夫婦が1室、若夫婦が1室、孫が1室、計3室の形(26%)、老夫婦が1室、若夫婦が1室、孫が2室、計4室の形(19%)が比較的多い。未亡人世帯(M-N)では、未亡人と孫が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(23%)、未亡人が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(20%)、未亡人が1室、若夫婦が1室、孫が1室、計3室の形(18%)、未亡人が1室、若夫婦が1室、孫が2室、計4室の形(10%)が比較的多い。家族構成が単純であるほど、また人数が少いほど、部屋数の少いところに集中し、逆の場合、部屋数が多くなるとともに部屋数のばらつき幅も大きくなっている。合寝しやすい順は夫婦、夫婦と子、未亡人と孫となる(きょうだいは考慮外)。とくに夫婦は合寝ときまっているといえよう。それに対して、老夫婦(あるいは未亡人)と若夫婦は別寝ときまっている。子や孫が親や祖父母・きょうだいと合寝するか別寝するかは、子孫の人数・年齢・性別組合せ、住宅の広さなどによって規定されるようである。

最後に、寝室の大きさを捨象して、たんに寝室数についてモデルを設定し、現実との一致不一致関係を点検してみよう。モデルはつぎのような基準を組み合わせてつかった。

- ① 夫婦、未亡人は未就学児童以外の家族員とは合寝しない。
- ② 小学校児童以上は親や祖父母と合寝しない。
- ③ 小学校児童は性別にかかわらずきょうだいとの合寝は可であるが、中学校生徒は同性きょうだいとの合寝のみ可。

④ 高校生以上は単独寝。

モデル的寝室数を達成していない事例の比、部屋数の制約のためモデルを達成することの不可能な事例の比、食寝分離の原則を加えた場合にモデルを達成することが不可能になる比の3つを、居住形態別に掲げたのが表15である。この表で注目すべきことは、モデル達成不可能率が低いのに、別居老人(最もモデルを達成しやすい)を除いて、現実のモデル非達成率が高いことである。現実の部屋数から食堂用に1部屋控除した数がモデル的部屋数よりも少ない事例の比、つまり食寝分離を含むモデル達成不可能率、と比較しても、なおモデル非達成率は高い。これは住宅が狭いから、部屋数が少いから、モデルを達成できないというものは少いことを示している。多くは、部屋の余裕があるにもかかわらず、集って寝ているのである。この密集就寝の傾向は、子や孫が親や祖父母と合寝したり、きょうだいと合寝したりすることに、端的に表明されている。これは日本人の寝わけ方に見られる文化的特徴とも考えられるものである。密集就寝の傾向は、夫婦の性的結合の拘束を伴うが、老人にとっては、なかでも夫に先立たれた老女にとって、これは孤独を和らげる助けになるものといえよう。密集就寝は児童の独立を遅らせ、集団本位的な性向を培うといわれる。

表 15 モデル的寝室数と現実

	モデル非達成率	モデル達成不可能率	食寝分離を含むモデル達成不可能率
C	0.0	0.0	4.0
N	55.6	22.2	33.0
C—N	33.3	7.4	18.5
M—N	56.3	11.3	33.8

そのようなネガティブな機能のほかに、上記のポジティブな潜在的機能を認めることができる。

2. 老人のニーズと生き甲斐

この調査の質問項目に、「いま何が一番不満ですか」「思ったとおりにはできるなら、いま一番したいのは何ですか」というのがあり、この質問に対する回答を分析してみると、老人の主なニーズにはどんなものがあるかがわかる。それはつぎの4つにまとめられよう。第1は、月給・恩給年金・仕送り等に関するもので、経済的安定を志向する経済的安定欲求といえよう。第2は、健康を回復もしくは保持したいという、健康保持欲求、および病気の時には介護を受けまた費用の心配なしに医療を受けたいという介護・医療欲求、総じて保健欲求といえよう。第3は体力にみあう仕事をしたい⁶⁾、旅行や趣味の

表 13 老人世帯の住宅状況

	世帯員数	部屋数	畳数	1人当たり畳数	寝室数	1人当たり寝室数	老人専用部屋数	老人専用部屋率	持家のうち老人所有率	敷地所有率	敷地に老若夫婦単独寝率			
C	2.0	4.0	24.8	12.4	1.1	7.6	3.8	7.6	—	84.0	85.7	60.0	83.3	
N	3.6	3.3	20.0	5.6	1.9	11.8	3.3	6.3	33.3	44.4	100.0	33.3	100.0	
C—N	6.1	5.1	30.9	5.1	3.0	19.1	3.1	7.1	8.0	77.8	88.9	62.5	77.8	51.9
M—N	5.1	4.7	28.6	5.6	2.7	17.0	3.3	4.7	5.9	69.0	87.3	17.7	60.6	21.4
平均	4.6	4.6	27.8	6.0	2.4	15.3	3.3	5.9	6.5	68.2	84.1	43.2	62.1	43.3

表 14 寝室数の分布と寝室配分

	寝室数					計	老若夫婦合寝率	若夫婦合寝率	子と子の合寝率	孫と子の合寝率	子・孫の分寝率	老人単独寝率	若夫婦単独寝率
	1	2	3	4	5								
C	88.0	12.0				100.0 (25)	88.0	—	—	—	—	12.0	—
N	11.1	88.9				100.0 (9)	77.8	—	(若夫婦と)	—	44.4	11.1	—
C—N		29.6	40.7	25.9	3.7	99.9 (27)	85.2	100.0	(若夫婦と)	11.1	51.9	14.8	0.0
M—N		45.1	42.3	12.7		100.0 (71)	—	95.8	(若夫婦と)	36.6	12.7	62.0	2.1
計	17.4	38.6	31.1	12.1	0.8	100.0 (132)	—	—	—	—	—	—	—

ことをしたいという社会的活動欲求、第4は隔意のない話合いの機会がほしい、家族の人間関係のいたわりのなかで安定感をえたいという、情緒的反応欲求である。

経済的安定欲求・保健欲求・社会的活動欲求・情緒的反応欲求の4つは、そのおのおの、また2つ以上が結びついた欲求複合も、老人に特有のものではない。青少年にも中年の者にもひとしく見られる。しかし青少年や中年にとっては、これらの諸欲求は普通達成を約束されている欲求である。それに対して、老人にとっては必ずしも達成を約束されていない。いずれも人間の基本的欲求であるのに、その達成が必ずしも約束されていないという意味で、深刻な問題をはらみうる欲求といわなければならない。

経済的安定欲求は、加齢に伴う本人あるいは配偶者の労働能力の損耗、したがって稼働能力の減退につれて、独力では満しがたくなる。保健欲求については、加齢に伴って病気にかかりやすくなるため、健康保持欲求よりも介護医療欲求のほうが強くなり、他者への依存が強まる。社会的活動欲求は体力の減損に伴って低下し、趣味のこともむしろ情緒的安定欲求とかかわってくる。情緒的安定欲求は、配偶者を失うことにより、これまた他者への依存によって満されることになる。しかし、他者も経済的安定と介護医療がまずまず達成できれば能事終りとして、情緒的反応まで配慮しきれず、ここに老人のいわゆる孤独感が問題となってくるのである。

これらの諸欲求は、伝統的家族制度では家の後継者たる子との同居によってほぼ達成された。経済的安定欲求は同居子の扶養によって満され、保健欲求は罹病時の子の介護によって満され、社会的活動欲求は家業・家政について補助的周縁的もしくは後見的役割を担当することによって満され、さらに同居親族ことに幼い時から手塩にかけた孫との接触のなかで、情緒的反応欲求の満足がえられたのである。もちろん、老人の諸欲求が十分に達成されたとはいいがたいであろう。とくに実子がない場合、未亡人となった女子老人の場合、なかでも子夫婦との折合いがわるい場合には、しばしばこれらの諸欲求の充実に問題が生じたことはよく知られている。しかし、

そのような事実があるにせよ、社会規範は同居子による欲求の満足を期待した。この社会規範によって、老人の欲求充足は守られた。しかるに家族制度の変革はこの社会規範を衰弱させて、一方では子があるのにどの子とも同居しない老人をふやし、今もってわが国老人の支配的居住形態である同居については、同居扶養の内容を変化させて、老人の欲求充足における問題性を顕在させたといえよう。このような展望のなかで掛川の老人の生き甲斐と不満を居住形態別に観察しよう。

別居老人(C)の生き甲斐は、末子の成人、孫の成長、仕事、趣味(書道のほかに酒を含む)、旅行であるが、不満としては、恩給が少い、再就職後の月給が安い、老齢福祉年金が支給されない、お金が足りないなど、経済的安定欲求の不充足に属するものが多い。また、近所に住む嫁に思いやりがない、最後のめんどろを誰にみてもらえるだろうか不安であるなど、保健欲求と結びついた情緒的反応欲求の不充足に属するものも少くない。さらに、子どもと同居していないことを不満とする者、また、いま何が一番したいかという、子と同居したいというのがこの形態では目をひいた。同居によって諸欲求の充足を求める傾向が認められるのである。

別居老人の保健欲求・社会的活動欲求はさしあたってある程度充足されているとしても、経済的安定欲求はしばしば不充足を来し、情緒的反応欲求にもかなりの不充足が残ると見ざるをえない。なかには、充分な仕送り(月5万円)を受けているので別居でもよいという老人や、自分の身の回りの始末ができなくなって子どもと同居するくらいなら死んだほうがよい、という老人もいるが、終戦時すでに40歳以上であったこれらの人々には、親子同居はほとんど自然的な秩序にもひとしいのであろう。しかるに子や孫との日常的接触のないことが、情緒的反応欲求の明らかな不充足をもたらしているといえよう。

つぎに未婚子同居老人(N)の場合は、子どもの成人、孫の成長、趣味(碁・魚釣)などが生き甲斐であり、子どもたちが勝手にお金を使ってしまうとか、長男が別居して仕送りもないといった不満をもっている。旧制度なら同居すべき長男が結婚して別居しているという点では、別居老人の場合と事情は同じであるため、似た経済的情緒的欲求不満をもつのであろう。

既婚子同居老人(C-N)の場合も、生き甲斐は前2者と似たりよったりであって、孫の成長・仕事・趣味(山登り・盆栽・魚釣・将棋・花づくり・手芸、それに酒を含む)・旅行などがあげられた(しかし、もはや子の成

6) 60歳以上の老人に対する厚生省の調査(昭和43年)によれば、男子老人の93%、女子老人の87%が、のんびり遊んで暮らすより働いたほうがよい、と答えた。いわゆる楽隠居の予想はあたらない。

7) 70歳以上の男子老人、65歳以上の女子老人で、食べられない、というのが過半を占める(昭和43、厚生省調査)。また、70歳以上の男子老人、60歳以上の女子老人において、収入のある仕事への就業率が50%を割っている(昭和44、総理府調査)。

バロン(Milton L. Barron)は、老年の問題として、①収入の不足、②不健康、③情緒的不安、④社会参加と娯楽の欠如を挙げているが、筆者の4つのニーズにはほぼ照応していることは明らかである。Milton L. Barron, *The Aging American: An Introduction to Social Gerontology and Geriatrics*, Thomas Y. Crowell Co., 1961.

人、というのが出現しないことに注意)。不満としてはこれまた同様に、恩給が少い、老齢福祉年金が支給されない、給料が少いなど、経済的安定欲求の不充足というべき事項が挙示されている。既婚子の家計に包摂されているのに、なお経済的安定欲求の不充足を訴える例のあるのは、老人夫婦が子の家計のなかで不完全ながら下位の家計をなしていることのひとつの証左といえよう。もう一群の不満は情緒的反応欲求に関するものである。子との別居を不満とする例はもちろんないが、同居子夫婦に対して、しっくりいかぬとか、もっと朝食の仕度をしたり孫の世話をしてほしい、などの不満が表明されている。既婚子との同居老人はとくに同居孫との日常的接触によって情緒的反応欲求の充足を助けられているが、同居子夫婦との和合いかんによっては、かえって欲求不充足になることもあるのである。

既婚子同居の未亡人(M—N)の場合、生き甲斐としては仕事・旅行もあげられたが、圧倒的に多いのは孫の成長を生き甲斐とする事例であって、夫が死亡しているだけに、孫との接触が情緒的反応欲求充足の主な方途であることが察せられる。不満としては、収入がない、老齢福祉年金が支給されないというのがあり、既婚子との同居によって衣食住は充足されても、小遣にこと欠く老人がいることを暗示している。また、医療費が高くて困るという不満は、家庭内に介護者がいても、医療サービスを受けるのに躊躇を覚える老人の存在を物語っている。不満のなかで多いのは、家庭が円満でない、年寄りを大切にしてくれない、若い者はものを粗末にする、など子夫婦に対する不満であって、同居未亡人では子夫婦との折合いに問題があると、夫がいないだけに情緒的反応欲求の不充足を起こしやすいことを示している。また、年寄りの集まる場所がない、と同年齢層の接触機会の欠如を訴える者もあり、同じ不満は既婚子同居老人(C—N)でも一番したいことのなかに登場してきた。

要するに、病弱でない限り、保健欲求と社会的活動欲求はどの居住形態においてもほぼ充足されていると見込まれるが⁸⁾、他の2欲求はそうではない。別居老人(C)は別居そのものによって経済的安定欲求と情緒的反応欲求が不充足になりやすい。既婚子同居老人(C—N, M—N)の場合には諸欲求の充足が比較的良好に行われているが、他面親と子夫婦との折合いいかんによってはかえって情緒阻害の傾向もある。また、同居していても、

夫婦単位の分化が進んでいるためか、老人も小遣くらいは自分で保持しようとし、経済的安定欲求の不充足感が顕在している。以上の指摘の限りにおいて問題の少ないのは、親子水入らずの未婚子との同居形態である。しかしその半ばまでが30歳を過ぎているのに未婚である娘を含んでいる事実が示すように、また男子老人の大部分が仕事をもっていないことにも窺いのように、別の面で問題をはらむ形態であることは否定できないであろう。

なお、老人の生き甲斐は、(C)と(N)では子の成人が強調され、(C—N)(M—N)では孫の成長が強調されているという差のほか、居住形態別の特色は明らかでない。その反面、形態の差、男女の別を問わず、年齢が高まるにつれて生き甲斐の重点が能動的なものから受動的なものへ移る。仕事などが減り、健康とか人の親切などがふえるのである。性別では、女子老人は子や孫の成長をしきりに出すが、男子老人はそれほどこのことを口にせず、酒が登場する。

「何歳まで生きたいか」というと、元気で人の厄介にならない限りはいつまでも生きたい、というのが老人の偽らぬ心境である。ただこれを子や孫の成長と関連させていう時には、(C)と(N)では息子(末子)に嫁をもらうまで、(C—N)(M—N)では孫が一人前になるまで、という異なった照準点をとるのは、生き甲斐に見られる子から孫への対象の推移と照応するものであろう。

むすびに代えて

—家族周期との関連—

とり上げた4つの居住形態によって、老人世帯はその家族構成はもとより、老人の所得(収入額と収入源)と住宅においても、家族的役割の配分(管理的代表的役割、収入獲得、看護)においても、また老人のニーズと生き甲斐においても大きな差異のあることが判明した。またそれぞれに異なった問題がひそむことも明らかになったように思われる。

最後に注意しておきたいのは、居住形態と家族周期との関連である。それぞれの居住形態は他の形態と質的に異なるタイプではなく、時間の経過と共に互いにどの形態へでも転換しうるものである。なかでも、あるものについては転換がむしろ常態といえる。たとえば、既婚子同居世帯は男子老人65歳層→70歳層と順次つながっていくよりは、(C—N)70歳層→(M—N)70歳層と形態を切りかえていくのが常態であろう。そして、全体としては、(C—N)→(M—N)、(N)→(C)と形態を転換していくのであろう。(C—N)→(M—N)は旧家族

8) 費用の心配なしに医療を受けたい、力に合った仕事をしたい、という欲求も顕在化していることは、一部に不安定があることを裏書きするものであろう。医療費が高くなった現状において、また調査対象のように自営業的背景の乏しいところにおいては、その傾向を否定できないであろう。

制度的転換であり、(N)→(C)は新制度的転換とい
てよい。

しかし、(N)も(C)も旧制度が弛緩したところに生じ
たものであり、(C-N)、(M-N)もその構成を仔細に
観察すれば、(C)や(N)と同じく時代の所産たるふし
がある。形態的には旧制度的でも、内容的には新制度的な
ものを含んでいるのである。そこで、(C)や(N)には子
夫婦の離家によって(C-N)もしくは(N-N)から転換
したものがあると同様に、現在の(C-N)も(C)に転
換する可能性なしとしないし、今日の(C)もやがて子夫
婦に合流して(C-N)あるいは(M-N)の形態に変転す
ることもあろう、と思われる。

もちろん、(M-N)は未亡人が生きている限り他のど
の形態にも転換することなく加齢することであろう。こ
のように、同じ形態のなかでの加齢と、加齢に伴う形態
変化の双方がからみあいながら、老人世帯の現実とその
問題をつくり出していく。これを周期的発達観の観点から
ではなく、居住形態の差を軸として、つまり静態的に、
主要な局面について観察したのは、周期的発達の一般的
回路(段階)を設定することが困難であるからである。

居住形態ごとに、さらに年齢階層を加味しつつ傾向を
観察したが、老人世帯を平均値で論ずることはしばしば
正確でないことがある。老人夫婦の長い家族歴が多くの
変数を導入し、かつ同じ変数の幅を大きくしているから
である。たとえば、われわれの客体夫婦の年齢差は-5
歳から17歳にわたり、再婚率は16%と高い(年齢差9歳以
上における再婚率は50%)。また、初婚年齢は15歳から
61歳に分布する(ただし31歳以上はおおむね再婚)。子の
数はまったくないものから多いのは10人に及ぶのであ
る。したがって、変数が老人世帯ほど多くなく、その幅
も限られているか統制を加えても必要な事例数をえやす
い、周期段階上前期の家族のように、第1子の年齢で3
歳もしくは6歳刻みで観察するなどということができな
い。家族周期的発想が後退しているのは、段階移行を標

準化しにくいうえに、いま掲げた事由が加わっているの
である。
(1972.1.9.)

付 記

1. この研究は昭和45、46年度の厚生科学研究費の
補助を受けて中鉢正美氏(慶応義塾大学)を主任研究者
として行なわれたものである。

2. 今回の概況報告は、Ⅰ世帯、Ⅱ家計、Ⅲ経済類型
別高齢者生活費、Ⅳ栄養の4部から成っている。本号に
はそのⅠおよびⅢを掲載しており、次号にⅡおよびⅣを
予定している。

3. この研究のための実態調査(静岡県掛川市におけ
る高齢者世帯生活調査)の参加者は、森岡清美(東京教
育大学)を中心に下記のとおりである。(五十音順)

磯部しづ子(中京女子大学)
伊藤 秋子(お茶の水女子大学)
大本 圭野(社会保障研究所)
小沼 正(社会保障研究所)
佐々木淑恵(お茶の水女子大学)
杉原 由機(山脇学園短大)
曾原 利満(社会保障研究所)
花島政三郎(社会保障研究所、現北海道家庭学校)
馬場 紀子(お茶の水女子大学)
三橋 雅子(東京成徳短期大学)
前田 正久(厚生省統計調査部)
松村 祥子(大妻女子大学)
光井 妙子(慶応義塾大学)
山川喜久江(国立栄養研究所)
湯本 和子(学習院女子短期大学)

4. 今回調査の実施に当って掛川市当局の絶大な協力
を仰いだ。また、掛川市婦人会の方々や中京女子大学の
学生諸君には各種調査の調査員として、それぞれ活躍を
いただいた。ここに感謝の意を表する次第である。